

**改正**

平成27年12月3日選挙管理委員会訓令第3号

平成28年4月7日選挙管理委員会訓令第3号

新潟市区選挙管理委員会規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条—第9条）
- 第3章 会議（第10条—第15条）
- 第4章 委員長の職務権限（第16条—第19条）
- 第5章 事務局（第20条・第21条）
- 第6章 告示及び公印（第22条・第23条）
- 第7章 雑則（第24条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この規程は、法令その他別に定めのあるもののほか新潟市の区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**第2章 組織**

（委員長の選挙）

**第2条** 新潟市区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じである者があるときは、くじで当選人を定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

（委員長の臨時職務代理）

**第3条** 前条の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

（委員長の任期）

**第4条** 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長が欠けたときの選挙)

**第5条** 委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長職務代理者の指定)

**第6条** 委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときにその職務を代理する委員（以下「委員長職務代理者」という。）を、あらかじめ会議にはかり指定しておかななければならない。

(委員等の退職の手続)

**第7条** 委員長がその職を退職しようとするときは、委員長職務代理者に文書により届け出なければならない。

2 委員及び補充員が退職しようとするときは、委員長に文書により届け出なければならない。

(所属党派に関する届け出)

**第8条** 委員又は補充員が、新たに政党その他の政治団体に属し、又は政党その他の政治団体の所属を変更したときは、委員長に届け出なければならない。

(委員長及び委員の異動の告示)

**第9条** 委員会は、委員長及び委員に異動があったときは、その者の住所、氏名を告示しなければならない。

### 第3章 会議

(会議の招集)

**第10条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が会議を招集するときは、委員に会議の日時、場所及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(会議の招集の請求)

**第11条** 委員が委員長に対し会議の招集を請求するときは、会議の議題及び提案理由を付記して委員長に提出しなければならない。

(欠席の手続)

**第12条** 委員会の会議に出席できない委員は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(意見の聴取)

**第13条** 委員会の会議において必要があると認めたときは、関係者の出席を求めてその意見を聴取することができる。

(会議録の調製)

**第14条** 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には委員長が署名しなければならない。

(議事の手続)

**第15条** 本章に規定するもののほか、委員会の会議の開閉、議案の審議、議決等委員会の議事に関しては、新潟市議会会議規則（昭和43年新潟市議会規則第1号）の例による。

#### 第4章 委員長の職務権限

(委員長の担当事務)

**第16条** 委員長の担任する事務は次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議に議案を提出し、かつ、その議決を執行すること。
- (2) 公印及び書類の保管に関すること。
- (3) 書記長及び書記の給与及び服務に関すること。
- (4) その他委員会の事務に関すること。

(委員長の専決事項)

**第17条** 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは委員長においてこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、委員長は、次に開催される会議において報告しなければならない。

(市委員会との協議)

**第18条** 委員長は、特に重要又は異例と認められる事項については、新潟市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）と事前協議するものとする。

(市委員会への報告)

**第19条** 委員長は、次の各号に掲げる事項については、速やかに市委員会に報告しなければならない。

- (1) 規程の制定又は改廃
- (2) 委員及び補充員並びに事務局員の異動
- (3) 委員会の会議の結果で、委員会が報告の必要があると認める事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市委員会が必要と認める事項

#### 第5章 事務局

(事務局の設置)

第20条 委員会の所掌事務を処理するため委員会に事務局を置く。

(職員の服務，人事評価その他の身分取扱い及び事務処理)

第21条 職員の服務，人事評価その他の身分取扱い及び事務処理に関する規程は別に定める。

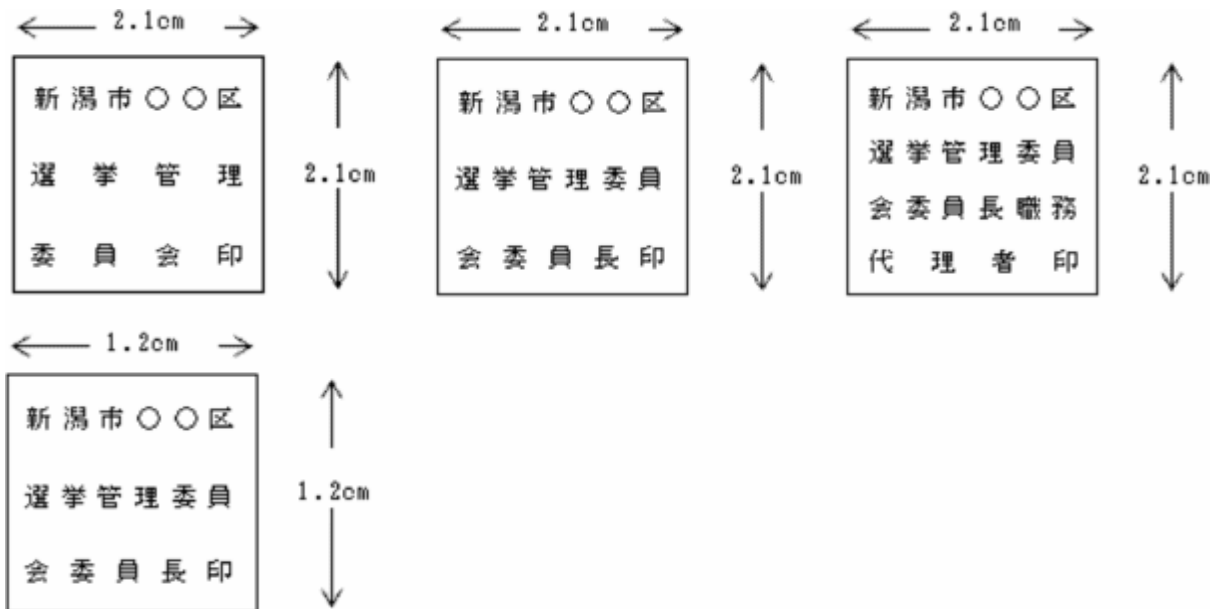
## 第6章 告示及び公印

(告示の方法)

第22条 委員会及び委員長が行う告示は，新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）による公告式によってこれを行う。

(公印の様式)

第23条 委員会，委員長及び委員長職務代理者の公印は次のとおりとする。



## 第7章 雑則

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年選管訓令第3号）

この規程は，平成27年12月3日から施行する。

### 附 則（平成28年4月7日選管訓令第3号）

この規程は，平成28年4月7日から施行し，平成28年4月1日から適用する。